

- 7 教官中堅層の給与の中だるみについては、なおいっそうの是正を図ること。
- 8 指定職乙の昇給条件を大幅にゆるめ、指定職甲への渡りも容易にし、給与の最高額を引き上げること。
- 9 研究補助職の待遇は劣悪であるのでその待遇はとくに留意し、初任給を大幅に引き上げ、4等級から3等級への昇格を容易にすること。
- 10 勤務年数、在級年数、学歴等に比し、昇格を著しく遅延させられている者の待遇改善を図ること。
- 11 科学研究の特殊性にかんがみ、教育公務員特例法に準じた研究公務員特例法を制定すること。
- 12 研究職の給与は大学教官なみとし、特別調整額は、その適用枠を広げ、かつ本俸への繰り入れを図ること。
- 13 研究所長、試験所長などは全員指定職に格付けし、かつ指定職甲の枠を広げること。研究部長でも指定職への格付を可能にすること。
- 14 公務員住宅の飛躍的な増設を計り、当面住宅手当制度の創設を図ること。
- 15 研究に要する必要経費を認めるなど課税負担の大幅軽減をはかることも「研究・教育職員の利益保護」として重要であると考えられるので、この点について人事院としても政府当局の考慮を促すよう努力されたい。
- 16 研究者の自主的な研究に寄与するため、相当額の研究手当のようなものを設けること。

8-25

総学庶第917号 昭和45年7月31日

文部大臣 坂田道太 殿

日本学術会議会長 江上不二夫

(写送付先：内閣総理大臣、科学技術庁
長官、大蔵大臣)

原子核研究将来計画の推進について(申入れ)

標記のことについて、本会議第370回運営審議会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

かつて本会議は第36回総会(昭和37年)の議に基づき「原子核研究将来計画の実現について」政府に勧告を行なった。本会議はこの計画(以下当初計画という)の一刻も早い実現を望み、そのための努力を続けてきたが、文部省によって縮小した規模が考えられるに至り、当初計画の早期実現の見通しがたたないことが明らかになった。しかし、原子核分野の実験的研究の果たす役割はきわめて重要であるので、これ以上の遅延は許されない。

本会議では、全国の原子核研究者および関連分野の研究者の協力を得て検討を続けた結果、このたび次のとおりの成案を得るに至った。

本会議は、政府が関係研究者の合意を得たこの案を尊重され、その完全な実現のため、早急に適切な措置をとられるよう要望する。

なお、高エネルギー物理学研究所(仮称)の体制を決定するにあたって本会議とも十分連絡をと

られたい。

1 当初計画の中の素粒子研究所は、宇宙線を用いて超高エネルギー領域の素粒子研究を行なう研究所と加速器を用いて高エネルギー領域の素粒子研究を行なう研究所に分離する。

(1) 超高エネルギー素粒子研究の分野では、昭和46年度から4か年計画で既存の共同利用研究所等を拡充することから出発し、将来において本格的な研究所設立を目指す方向で研究規模の飛躍的拡大を図る。

(2) 高エネルギー素粒子研究の分野では、本格的研究の第1段階を目指し、昭和46年度から4か年計画によって可能な限り高いエネルギーの陽子シンクロトロンを中心設備とする共同利用の高エネルギー物理学研究所(仮称)を創設する。そして、この研究所の成果を基盤として、将来計画の当初目標を達成し得る発展を図る。

なお、高エネルギー物理学研究所(仮称)においては、本会議の第49回総会(昭和42年の「共同研究所のあり方について」の勧告の原則に沿って全国の国公立大学および研究機関の研究者の共同研究の場であることが保証され、少くとも既存の国立大学附置共同利用研究所において確立されている研究者の自主性が尊重されるべきである。

2 低エネルギー原子核研究の分野では、A V Fサイクロトロンを主要設備とする全国の研究者の共同利用の施設を昭和46年度から4か年計画によって設置し、すみやかに共同利用研究所に発展させることを図る。

8-26

昭和45年10月22日

大学の教員人事について全国の大学に訴える(声明)

第57回総会

大学における教員の人事は、大学自治の根本にかかわる事項であるが、この重要な人事問題の処理の方法に関し最近憲法の問題と多年にわたり積み上げられてきた大学自治の慣行とに反するような動きが見られることは、誠に遺憾である。教員人事についての慎重を欠いた措置は、大学の自治、ひいては学問・思想の自由を自らの手によって破壊することになる。

本会議は、このような事態にたち至ることを憂慮し、関係諸大学のきびしい反省を切望するとともに、本会議が第36回総会の「大学の管理制度の改善について」の政府への勧告の中で提示した大学職員の人事に関する見解(とりわけ、教員の不利益処分については教授会の議を経たのち、さらに評議会の審査に付すべきものとする見解)を再確認し、全大学がこの見解に基づいて慎重に行動されるよう訴えるものである。

8-27

昭和45年10月23日

公害激化にあたって科学・技術者に訴える(声明)

第57回総会

近年、公害は世界的な問題となり、特にわが国においては、高度成長政策のために、人間の生存